

記者発表資料
令和3年1月15日
消費生活・文化課 相談啓発班
担当：三浦，松戸
電話：022-211-2524
syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

東北初！電子申請による消費生活相談の受付を開始します

宮城県消費生活センターでは、現在、電話と来所により、消費生活相談を受け付けておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点などから、令和3年1月現在で東北では初となる電子申請による受付を開始します。

1 目的

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と相談者の利便性向上
 - ・現在は、電話による相談を原則とし、必要に応じて来所による相談を受け付けていますが、電子申請の導入によって、更なる新型コロナウイルス感染症拡大防止と相談者の利便性向上を図ります。
- 若年層が相談しやすい環境の整備
 - ・成年年齢の引下げを見据え、若年層が利用しやすいインターネットを活用した相談方法を追加することで、潜在的な若年層の相談を喚起します。

2 相談受付の開始日

- 令和3年1月18日（月）

3 申請方法

- 宮城県消費生活センターのホームページ上で、電子申請の入力フォームに必要事項を入力・送信していただきます
〈電子申請サイト〉

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1608708549767>



4 申請への対応

- 電子申請による相談があった場合は、相談内容を確認の上、消費生活センターの消費生活相談員が、相談者に電話をし、アドバイスをを行います。

5 期待される効果

- ・24時間いつでも相談を申し込むことが可能となります。
- ・電話（口頭）での説明が困難な方も相談がしやすくなります。
- ・相談内容が文書化され、相談内容を的確かつ効率的に把握することが可能となります。
- ・相談内容を事前に把握することで、より効果的な相談対応が可能となります。